

工場立地法のあらまし

第1 工場立地法の概要

1	目的	1
2	制度の仕組み	1
3	届出書の様式	2

第2 工場立地法詳解

1	届出手続き	3
2	工場立地法に関する準則について	4
3	工場立地法の特例	
(1)	既存工場の取扱い	5
(2)	既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例	6
(3)	既存工場が生産施設を増設する場合の準則計算例	7
(4)	地域未来投資促進法特例	9
(5)	その他	9
4	生産施設面積率等	
(1)	生産施設面積率	10
(2)	既存生産施設用敷地計算係数	11

第3 工場立地法Q & A

1	届出	12
2	生産施設	14
3	緑地	16
4	緑地以外の環境施設	17
5	その他	18

第4 届出書記載例

様式B	特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)	20
	特定工場の新設(変更)の趣旨説明書	22
別紙1	特定工場における生産施設の面積	23
別紙2	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	24
様式例第1	事業概要説明書	25
様式例第4	特定工場の新設等のための工事の日程届出	26

第1 工場立地法の概要

1 目的

工場立地法は、工場立地が環境の保全を図りつつ適正に行われるよう定められたものであり、一定規模以上の工場を新設・増設・変更する事業者に対して届出義務を課しています。

2 制度の仕組み

届出対象工場（特定工場）

業種：製造業、電気・ガス・熱供給業者（水力、地熱、太陽光発電所除く）

規模：敷地面積 9,000 m²以上 又は 建築面積 3,000 m²以上

新設・変更の届出

工事着工の90日前まで（条件により短縮可能）

工場立地に関する準則
（別図参照）

- 1 敷地面積に対する生産施設の割合 **30%~65%**
 - 2 敷地面積に対する緑地面積の割合 **20%以上**
 - 3 敷地面積に対する環境施設面積の割合 **25%以上**
- ※ 敷地面積の**15%以上**の環境施設を敷地周辺に配置
※ 既存工場（昭和49年6月28日以前に設置された工場）について、特例措置あり

準則適合

届出受理から90日経過後又は短縮承認日以降、工事着手可

準則不適合等・・勧告

（法第9条第2項第1号）

勧告に従わない場合・・変更命令

（法第10条）

無届、虚偽の届出、命令違反等

・・罰則（法第16条2号）

◎ その他の届出

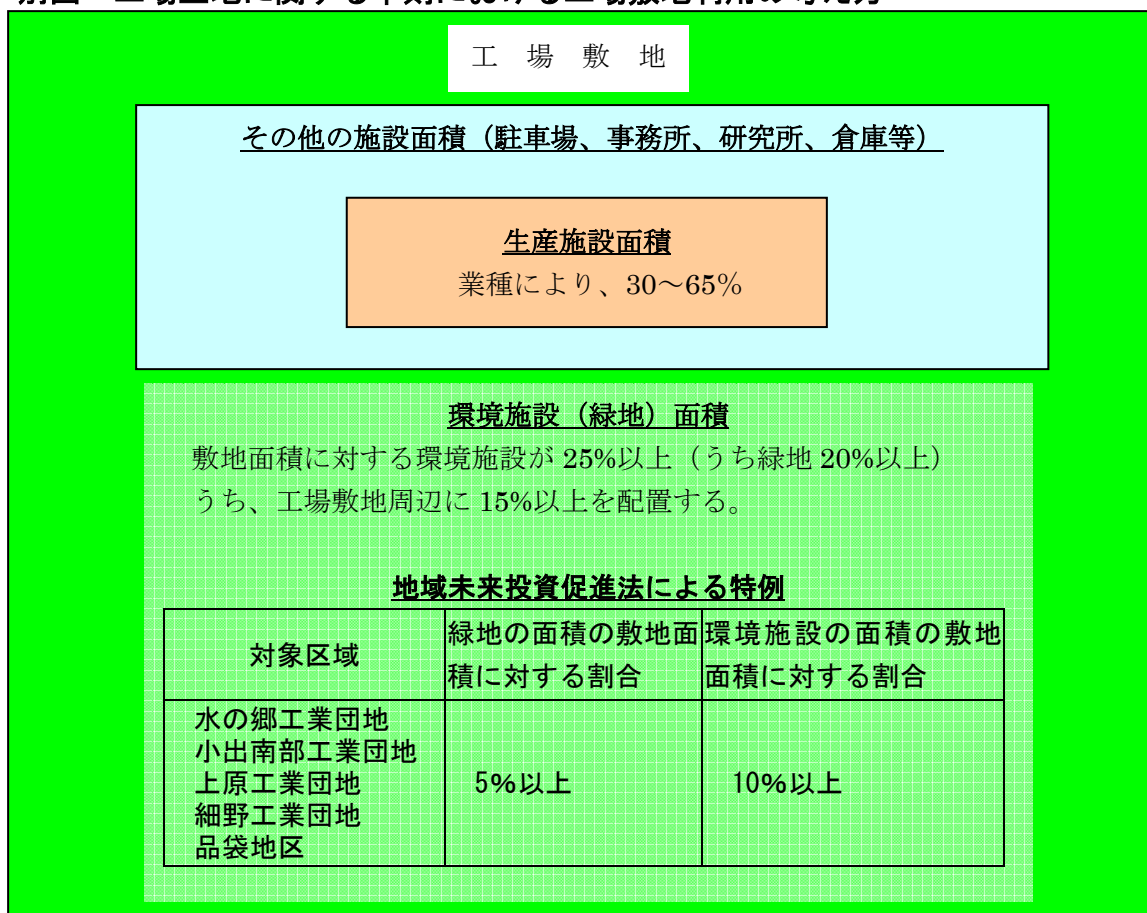
氏名及び住所の変更の届出

※ 代表者の変更は届出不要

譲受、借受、相続又は合併による届出者の地位の承継の届出

特定工場の廃止の届出

別図 工場立地に関する準則における工場敷地利用の考え方



3 届出書の様式 【正本1部提出】

(1) 新設又は変更の届出

- ・ 様式第1 特定工場の新設(変更)届出書(一般用) 又は
様式B 特定工場新設(変更)届出及び実施制限期間の短縮申請書(一般用)
- ・ 別紙1 特定工場における生産施設の面積
- ・ 別紙2 特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置
- ・ 様式例第1 事業概要説明書
- ・ 様式例第2 生産施設、緑地、緑地以外の環境施設その他の主要施設の配置図
- ・ 様式例第3 特定工場用地利用状況説明書
- ・ 様式例第4 特定工場の新設等のための工事の日程

(2) 氏名(名称、住所)変更等届出書

- ・ 様式第3 氏名(名称、住所)変更届出書
- ・ 様式第4 特定工場承継届出書
- ・ 特定工場廃止届出書
- ・ 特定工場修正届出書

第2 工場立地法詳解

1 届出手続き

敷地面積が9,000㎡以上又は建築物の建築面積の合計が3,000㎡以上の工場（特定工場）については、次のような場合、届出が必要です。

◎ 届出が必要な場合	
届出の種類	届出期限
① 特定工場を新設する場合（ 新設届 ）	着工前90日（短縮可）
② 増設等により、特定工場の規模に該当する場合（ 新設届 ）	
③ 届出済の特定工場が、以下の届出内容の変更を行う場合（ 変更届 ） <ul style="list-style-type: none"> ・ 日本標準産業分類の他の小分類に属するか、生産施設面積率の違う製品に変更する場合 ・ 敷地面積が増加又は減少する場合 ・ 建築面積を変更する場合で、同時に生産施設面積の増加（スクラップ&ビルド含）や緑地、環境施設面積の減少を伴う場合 ・ 生産施設の増設、スクラップ&ビルド等の変更を行う場合（結果的に生産施設面積が減少又は変わらない場合であっても届出必要） ・ 緑地、環境施設の面積が減少する場合（緑地等の撤去と増設を同時に行い、結果的に面積が変わらない場合でも届出必要） 	
④ 氏名又は名称及び住所を変更する場合（代表者の変更は届出不要です）	事実発生後、遅滞無く
⑤ 特定工場全部を譲り受ける場合	
⑥ 特定工場を廃止する場合	
◎ 届出が不要な場合（次回届出時に併せて届け出てください）	
① 生産施設の増設、緑地・環境施設面積の減少を伴わない建築面積の変更（事務所、倉庫等）	
② 生産施設の修繕を行う場合で、当該修繕に伴い増加する面積の合計が30㎡未満のとき	
③ 生産施設の撤去のみを行う場合	
④ 緑地又は緑地以外の環境施設の増設のみを行う場合	
⑤ 既存の生産施設をそのままの状態に移設する場合	
⑥ 緑地の削減によって減少する面積の合計が10㎡以下のもの（保安上その他やむを得ない事由により速やかに行う必要がある場合に限る。）	

2 工場立地に関する準則について

工場立地法第4条第1項の規定に基づき、周辺の地域の生活環境との調和を保つ観点から、一定の適正な限度を示す目的で、生産施設面積率、緑地面積率、環境施設面積率の工場新增設等の場合に事業者が拠るべき基準を公表しています。

	内 容	敷地面積に対する割合	面積の測り方		
			工場建屋	屋外施設	
生産施設	<ul style="list-style-type: none"> ・ 製造業における物品の製造工程（加工修理工程を含む）、電気供給業における発電工程、ガス供給業におけるガス製造工程又は熱供給業における熱発生工程を形成する機械又は装置が設置されている建築物 ・ 製造工程等を形成する機械又は装置で前号の建築物の外に設置されるもの 	業種別に 30～65% (10 ページ参照)	建築基準法施行令で定める水平投影面積	水平投影図の外周によって囲まれる面積	
環境施設	次の各号に掲げる施設 <ul style="list-style-type: none"> ・ 樹木が生育する区画された土地又は建築物屋上等緑化施設であって、工場又は事業場の周辺の地域の生活環境の保持に寄与するもの ・ 低木又は芝その他の地被植物（除草等の手入れがなされているものに限る。）で表面が被われている土地又は建築物屋上等緑化施設 	20% 以上	25% 以上 うち 工場敷地 周辺に 15% 以上 を配置 する。	区画がある場合	備考
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 噴水、水流、池その他の修景施設 ・ 屋外運動施設、広場 ・ 屋内運動施設、教養文化施設（一般の利用に供するものに限る。） ・ 雨水浸透施設 ・ 太陽光発電施設 ・ これらに類する施設（詳細はご相談ください） 			水平投影面積	<ul style="list-style-type: none"> ・ 外側にある各樹木の幹を直線で結んだ線で囲まれる面積 ・ 並木状の樹木の場合（幅1m）×並木の長さ

3 工場立地法上の特例

下記の特例に該当する場合は、お問い合わせください。

(地域未来投資促進法特例の対象区域は別途基準が適用されます。)

(1) 既存工場（昭和49年6月28日に設置されている工場）の取扱い

ア 増設可能な生産施設面積

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1 \quad \text{ただし、} \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma\alpha} \right) - P_1 \leq 0 \text{ のときは } P=0$$

P	当該変更に係る生産施設の面積
γ	生産施設面積率
S	敷地面積
P_0	既存生産施設の面積の合計
α	既存生産施設用敷地計算係数
P_1	S49.6.29以降の生産施設面積の変更分

イ 生産施設の増設に伴い設置する緑地面積

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) > 0.2S - G_1 > 0$ のときは、 $G \geq 0.2S - G_1$ とし、

$0.2S - G_1 \leq 0$ のときは $G \geq 0$ とする。

G	当該変更に伴い設置する緑地の面積
G_0	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な緑地の面積の合計を超える面積
G_1	当該変更に係る届出前に設置されている緑地（当該届出前に届け出られた緑地の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

ウ 生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right)$$

ただし、 $\frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) > 0.25S - E_1 > 0$ のときは、 $E \geq 0.25S - E_1$ とし、

$0.25S - E_1 \leq 0$ のときは $E \geq 0$ とする。

E	当該変更に伴い設置する環境施設の面積
E ₀	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計のうち、S49.6.29以後の当該変更以外の生産施設の面積の変更に伴い最低限設置することが必要な環境施設の面積の合計を超える面積
E ₁	当該変更に係る届出前に設置されている環境施設（当該届出前に届け出られた環境施設の面積の変更に係るものを含む。）の面積の合計

(2) 既存工場の老朽化に伴う建替えに対する特例

既存工場の老朽化等による建替えに際して、次の要件のすべてを満たす場合には、ビルド面積に応じた緑地を確保できない場合においても建替えを行うことが可能です。

ア ビルド面積がスクラップ面積を超えないこと。

イ 老朽化等により生産施設の建替えが必要となっている工場で、建替えにより景観が向上する等周辺地域における生活環境の保全に資する見通しがあること。

ウ 建替え後に緑地の整備に最大限の努力をして緑地面積又は環境施設面積が（原則として計算上必要な面積の）一定量改善されること。

エ 以下のいずれか1つに該当する場合

(7) 現状の生産施設面積を拡大しない単なる改築、更新

(イ) 生産施設を住宅等から離す、住宅等の間に緑地を確保する等、周辺生活環境に配慮したレイアウトに変更

(ウ) 工業専用地域、工業地域等に立地し、周辺に住宅等がないこと。

(3) 既存工場（単独業種）が生産施設を増設する場合の準則計算例

【特定工場の概要（操業開始時）】

業種：石油精製業 細分類番号 1711 ($\gamma=0.3$ $\alpha=1.3$)

操業開始：昭和46年8月7日

変更履歴：

	操業開始時 昭和46年8月7日	1回目の変更 平成3年10月1日	2回目の変更 平成10年5月10日
敷地面積	70,000 m ² (=S)	同左	同左
生産施設面積	18,000 m ² (=P ₀)	2,000 m ² 増設	2,000 m ² 増設 1,000 m ² 撤去
緑地面積	4,000 m ² (=G ₀)	1,000 m ² 増設	500 m ² 増設
環境施設面積	6,000 m ² (=E ₀)	1,500 m ² 増設 500 m ² 撤去 ※緑地を除く	300 m ² 増設 ※緑地を除く

(ア) 1回目の変更（平成3年10月1日）

○ 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設の面積（P）は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 0$$

2,000 ≤ 7,153.84 …… 準則に適合

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地面積の検証

設置すべき緑地の面積 (G) は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,000}{70,000} \right)$$

$$1,000 \geq 952.38 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$1,000 - 952 = 48 \text{ m}^2 \quad \text{は次回 } G_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回 } G_0 = 4,000 + 48 = 4,048$$

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設的面積 (E) は、次の不等式を満たすことが必要

※環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{2,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,000 - 500}{70,000} \right)$$

$$2,000 \geq 1,142.85 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$

$$2,000 - 1,142 = 858 \text{ m}^2 \quad \text{は次回 } E_0 \text{ へ算入。}$$

$$\text{次回 } E_0 = 6,000 + 858 = 6,858$$

(イ) 2回目の変更 (平成10年5月10日)

○ 増設する生産施設面積の検証

増設できる生産施設的面積 (P) は、次の不等式を満たすことが必要

$$P \leq \gamma \left(S - \frac{P_0}{\gamma \alpha} \right) - P_1 = 0.3 \times \left(70,000 - \frac{18,000}{0.3 \times 1.3} \right) - 2,000$$

$$1,000 \leq 5,153.84 \quad \dots \quad \text{準則に適合}$$



1回目の増設面積

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する緑地面積の検証

設置すべき緑地の面積 (G) は、次の不等式を満たすことが必要

$$G \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.2 - \frac{G_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.2 - \frac{4,048}{70,000} \right)$$

500 ≥ 473.90 …… 準則に適合

500 - 473 = 27 m² は次回 G₀ へ算入。

次回 G₀ = 4,048 + 27 = 4,075

○ 当該生産施設の増設に伴い設置する環境施設面積の検証

設置すべき環境施設面積 (E) は、次の不等式を満たすことが必要

※環境施設面積は緑地面積を含むことに注意

$$E \geq \frac{P}{\gamma} \left(0.25 - \frac{E_0}{S} \right) = \frac{1,000}{0.3} \times \left(0.25 - \frac{6,858}{70,000} \right)$$

800 ≥ 506.76 …… 準則に適合

800 - 506 = 294 m² は次回 E₀ へ算入。

次回 E₀ = 6,858 + 294 = 7,152

(4) 地域未来投資促進法特例

「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(略称：地域未来投資促進法)」に基づき、緑地面積率及び環境施設面積率に関する条例で定められた区域にあつては、緑地面積率及び環境施設面積率が引き下げられています。

(5) その他

工業団地特例及び工業集落地特例については対象外です。

4 (1) 生産施設面積率 準則別表第1(第一条及び(備考)関係)

業 種 の 区 分		生産施設 面積率
第1種	<ul style="list-style-type: none"> ・化学肥料製造業のうちアンモニア製造業及び尿素製造業 ・石油精製業 ・コークス製造業 ・ボイラ・原動機製造業 	30%
第2種	<ul style="list-style-type: none"> ・伸鉄業 	40%
第3種	<ul style="list-style-type: none"> ・窯業・土石製品製造業（板ガラス製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほうろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く） 	45%
第4種	<ul style="list-style-type: none"> ・鋼管製造業 ・電気供給業 	50%
第5種	<ul style="list-style-type: none"> ・でんぷん製造業 ・冷間ロール成型形鋼製造業 	55%
第6種	<ul style="list-style-type: none"> ・石油製品・石炭製品製造業（石油精製業、潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）及びコークス製造業を除く。） ・高炉による製鉄業 	60%
第7種	<ul style="list-style-type: none"> ・その他の製造業 ・ガス供給業 ・熱供給業 	65%

※水力発電所、地熱発電所及び太陽光発電所には届出義務がありません。（太陽光発電所については平成24年6月1日から）

4 (2) 既存生産施設用敷地計算係数 準則別表第2((備考)関係)

業種の区分		既存生産施設 用敷地計算係 数
1	他の項に掲げる製造業以外の製造業及び熱供給業	1.2
2	化学調味料製造業、砂糖製造業、酒類製造業(清酒製造業を除く。)、動植物油 脂製造業、でんぷん製造業、製材業・木製品製造業、造作材・合板・建築用 組立材料製造業、パルプ製造業、紙製造業、加工紙製造業、化学工業(ソーダ 工業、塩製造業、有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、 熱硬化性樹脂製造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、ゼラチン・接着剤製造 業及び医薬品製造業(医薬品原薬製造業を除く。))を除く。)石油製品・石炭製 品製造業(コークス製造業を除く。)タイヤ・チューブ製造業、窯業・土石製品 製造業(板ガラス製造業、セメント製造業、陶磁器・同関連製品製造業、ほう ろう鉄器製造業、七宝製品製造業及び人造宝石製造業を除く。)、高炉によら ない製鉄業、製鋼・製鋼圧延業、熱間圧延業、冷間圧延業、冷間ロール成型 形鋼製造業、鋼管製造業、伸鉄業、鉄素形材製造業(可鍛鉄製造業を除く。)、 非鉄金属第二次精錬・精製業(非鉄金属合金製造業を含む。)非鉄金属・同合 金圧延業、非鉄金属鋳物製造業、鉄骨製造業、建設用金属製品製造業、蓄電 池製造業、自動車製造業、自動車車体・付随車製造業、鉄道車両製造業、船 舶製造・修理業(長さ250メートル以上の船台又はドックを有するものに限 る。)、航空機製造業、航空機用原動機製造業、産業用運搬車両製造業、武器 製造業、電気供給業及びガス供給業	1.3
3	有機化学工業製品製造業(合成染料製造業、有機顔料製造業、熱硬化性樹脂製 造業及び半合成樹脂製造業を除く。)、コークス製造業、板ガラス製造業、生 産用機械器具製造業(機械工具製造業、金属用金型・同部分品・付属品製造業、 非金属用金型・同部分品・付属品製造業及びロボット製造業を除く。)、はん 用機械器具製造業(動力伝導装置製造業、消火器具・消火装置製造業、弁・同 附属品製造業、パイプ加工・パイプ付属品製造業、玉軸受・ころ軸受製造業、 ピストンリング製造業及び各種機械・同部分品製造修理業(注文製造・修理) を除く。)発電用・送電用・配電用電気機械器具製造業(配線器具・配線附属品 製造業を除く。)、産業用電気機械器具製造業及び船用機関製造業	1.4
4	ソーダ工業、セメント製造業、高炉による製鉄業及び非鉄金属第一次精錬・ 精製業	1.5

第3 工場立地法Q & A

1 届出

Q 1	「着工前 90 日前までに届出」とありますが、どういう場合を着工というのですか。
A 1	次の場合をいいます。 <ul style="list-style-type: none">・ 未造成地を造成しようとするとき。・ 生産施設の建設工事に着手しようとするとき。・ 緑地、環境施設を変更しようとするとき。
Q 2	敷地の売却・買増しについては、売買契約の 90 日前までに届出が必要でしょうか。 また、賃貸借契約の場合はどうなりますか。
A 2	契約年月日ではなく、当該不動産の 所有権移転の 90 日前 までに届出をしてください。 賃貸借契約の場合は、 事実上の使用期間の開始時の 90 日前 までに届出をしてください。
Q 3	次のような場合、届出が必要でしょうか。 (ア) 工場建屋内の機械装置の取換え (イ) 平屋建を 2 階建以上にする場合 (ウ) 単純移設
A 3	(ア)、(イ)、(ウ)ともに原則的には届出不要です。 ただし、(イ)については生産施設面積の変更がある場合又はスクラップ&ビルドの場合は届出が必要です。

Q 4	<p>土地の造成工事着手が迫っていますが、未だに生産施設、緑地等の面積及びレイアウトが未定です。どのように届け出れば良いですか。</p>
A 4	<p>造成工事の90日前までに、その時点で明らかになっている事項のみを内容とした新設の届出を行ってください。</p> <p>その後、その他の事項に係る工事着工の90日前までに変更の届出を行ってください。</p>
Q 5	<p>公共事業用地として敷地の一部を提供しなければなりません。どのような届出が必要でしょうか。</p>
A 5	<p>基本的には、必ず敷地の減少が発生すると思われるので、準則に適合した形で変更の届出を行ってください。</p> <p>ただし、代替地が確保できない等どうしても準則に適合できない場合は、できるだけ早くご相談ください。</p>
Q 6	<p>次のような場合は、どのように対応すれば良いでしょうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> (ア) 既届出書の計算ミス (イ) 既届出書の工事日程が延期となる場合 (ウ) 予測せざる事情により既届出書の届出書の届出数字と工事完了後の届出数字が異なる場合
A 6	<p>修正届出書を提出してください。</p>
Q 7	<p>工場敷地は8,000㎡で、工場部分の面積は2,300㎡ですが、倉庫を含む建築面積は3,500㎡です。届出は必要ですか。</p>
A 7	<p>生産施設部分が3,000㎡未満であっても、敷地が9,000㎡以上であるか、建築面積が3,000㎡以上であるのかのどちらかを満たす場合には、届出が必要となります。</p>

Q 8	借地に工場を建てる場合、届出者は工場の所有者と土地所有者のどちらですか。
A 8	届出は事業を行う者（工場を実質的に運営管理する者）、つまり工場の所有者が行います。
Q 9	「生産施設面積」は、延床面積ですか。
A 9	水平投影面積です。 建築基準法施行令第 2 条第 1 項第 2 号による測定面積を使用してください。屋外プラントの面積は、水平投影図の外周によって囲まれる面積です。
Q10	ガラス容器（生産施設面積率 30%）と、紙製容器（生産施設面積率 40%）を同一敷地内で製造する場合の生産施設面積率はどうなりますか。
A10	それぞれの生産設備が明確に区分されている場合は、それぞれの敷地面積に生産施設面積率を乗じた和が、生産施設面積の上限となります。 敷地が区分できない場合は敷地面積を生産施設面の比率で按分します。 また、同一工場内で同一設備を使って異なる製品を製造する場合は、厳しい（低い）方を適用します。

2 生産施設

Q11	冷凍食品を製造しています。冷凍施設は生産施設に該当しますか。
A11	冷凍食品を製造するための冷凍施設は生産施設です。 ただし、出来上がった冷凍食品を出荷又は保存のために冷凍しておく冷凍施設は生産施設には該当しません。

Q12	ボイラ、コンプレッサー、ポンプ等の用役施設は生産施設に該当しますか。
A12	製造工程等の用に供されるものや工場建屋のための空気調節施設は生産施設です。 ただし、事務所等生産施設以外の用に専ら供されている施設は生産施設には該当しません。
Q13	地下に設置される施設はどのように取り扱えば良いですか。
A13	地下に埋設される施設又は地下室に設置される施設は生産施設に該当しません。
Q14	公害防止施設は生産施設に該当しますか。
A14	排水処理施設、集塵施設等の公害防止施設は原則として生産施設に該当しません。
Q15	同一建築物内の倉庫等の取扱いはどうなりますか。
A15	壁やドア等で明確に仕切られている原材料・完成品の倉庫、工場全体の管理部門の事務所、社宅・寮・病院・休憩所・更衣室及び便所については生産施設面積から除かれます。 ただし、途中までしか壁がない場合や移動可能な仕切りの場合は生産施設に該当します。
Q16	総2階の工場の1階が全て倉庫で、2階が生産施設の場合の生産施設面積はどのように計算しますか。
A16	2階が全て生産施設ですから、当該建築物の水平投影面積が生産施設面積になります。
Q17	倉庫、事務所、研究所や試作プラントは、生産設備に該当しますか。
A17	生産施設には該当しません。

3 緑地

Q18	<p>次のようなものは緑地として認められますか。</p> <p>(ア) 苗木床 (イ) 花壇 (ウ) ゴルフ場 (エ) 温室、ビニールハウス (オ) 野菜畑 (カ) 雑草地</p>
A18	<p>(ア)、(イ)、(ウ)は緑地になります。</p> <p>(エ)、(オ)は緑地になりません。ただし、野菜畑は環境施設に該当します。</p> <p>(カ)は、植生、美観等の観点から良好な状態に維持管理されているものは緑地になります。</p>
Q19	<p>屋上や駐車場の緑化は認められますか。</p>
A19	<p>屋上緑化、壁面緑化、駐車場緑化等が認められますが、緑地面積への算入においては屋上緑化、藤棚の下の駐車場、緑化ブロックの駐車場は、工場敷地における緑地面積全体の1/4までを限度として、緑地として算入できます。</p> <p>ただし、通常の緑地と同様に一団のまとまった緑地で手入れが行き届いたものであることが必要です。</p>
Q20	<p>緑地の単位、樹木の種類は決まっていますか。</p>
A20	<p>最小でも10㎡以上に区画されている必要があります。</p> <p>樹木の種類には限定はありませんが、植栽の密度基準があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 10㎡の土地に高木（4㎡以上に成長する木1本以上） ・ 20㎡の土地に高木1本以上および低木（ツツジ等）20本以上 ・ 低木または芝等で表面が被われている10㎡以上の土地
Q21	<p>自然林を残す場合は緑地に含まれますか。また、斜面の面積カウントはどのようになりますか。</p>
A21	<p>自然林であっても、定期的に手入れをし、美観を保持していれば、緑地としてその面積を算入できます。</p> <p>斜面の場合は水平投射面積がカウントされます。</p>

Q22	敷地内に倉庫を増設し、緑地のレイアウトは変更となるが、緑地の面積に増減はない場合の届出は必要ですか。
A22	結果的に緑地が増減しない又は純増となる場合であっても、一部でもスクラップされるのであれば届出が必要です。 届出が不要な場合は、空き地に倉庫等の生産設備以外の建築物を建設し、緑地が純増する場合です。

4 緑地以外の環境施設

Q23	広場はどの程度整備されていれば環境施設に該当しますか。
A23	単なる空地、玄関前の車まわりのような場所ではなく、休息、散歩、軽運動、集会等総合的な利用に供する明確に区画されたオープンスペースで公園的に整備されているものをいいます。
Q24	駐車場は環境施設に該当しますか。
A24	該当しません。
Q25	環境施設に間違いやすいが、実際には該当しない施設はどのようなものがありますか。
A26	クラブハウス、温室、ビニールハウス、図書室、ショールーム、談話室、会議室、研修所、食堂、売店、工場見学通路、エントランスホール等です。
Q27	緑地の上に太陽光発電施設を設置する場合、緑地面積と環境施設面積をそれぞれ計算できますか。
A27	緑地面積と環境施設面積は二重に計算できませんので、重なる場合は緑地面積として計算することとなります。なお、生産施設の上に太陽光発電施設を設置する場合は、二重に計算することができます。
Q28	環境施設には何が含まれますか。
A28	噴水・池等の修景施設、屋外運動場、広場、屋内運動施設のほか、企業博物館等の教養文化施設、雨水浸透施設等が環境施設に含まれます。

5 その他

Q29	製造業等に係る工場又は事業場に含まれない事業場にはどのようなものがありますか。
A29	<p>(ア) 工場とは別の団地にある独立した本社、支店、営業所、倉庫、中継所等</p> <p>(イ) 農林水産物の出荷のために選別、洗浄、包装等を行う事業場</p> <p>(ウ) 修理を専業とする事業場</p> <p>(エ) 変電所、ガス供給所 などです。</p> <p>不明の場合はお問い合わせください。</p>
Q30	製造業に含まれる物品の加工修理業とは、どのようなものをいうのですか。
A30	製造と修理又は賃加工（他の業者の所有に属する原材料に加工処理を加えて加工賃を受けとること）と修理をそれぞれ併せて行う事業をいいます。自動車整備業のように単に修理のみを行う事業は該当しません。
Q31	川を挟んで両岸に工場があります。別々の工場として考えるのでしょうか。
A31	道路・河川・鉄道等により二分されている場合でも、生産工程上、環境保全上若しくは管理運営上極めて密接な関連がある場合は、原則として1つの工場と見なします。
Q32	工場敷地面積には、どのようなものが含まれますか。
A32	<p>所有地、借地に関係なく、工場の用に供する土地が含まれます。</p> <p>ただし、次のような敷地は除かれます。</p> <p>(ア) 工場敷地内に法人格の異なる工場がある場合</p> <p>(イ) 工場敷地の一部を関連下請工場に借地としている場合</p> <p>(ウ) 社宅、寮、病院、保育所及び託児所の敷地</p>
Q33	工場の建築面積はどのように計算すれば良いのでしょうか。
A33	建築基準法での考え方と同じです。延床面積ではありませんので注意してください。

Q34	<p>道を挟んだ向かい側の土地を借りて駐車場にした場合、敷地面積の増加に該当しますか。</p>
A34	<p>道路幅や、借りる駐車場の位置にもよりますが、原則として敷地面積の増加に該当します。</p> <p>工場の管理運営上密接な関連を有する施設がある場合は全体が工場敷地となります。ただし、非常に幅の広い道路を挟む場合など一連の土地と考えにくい場合は敷地に含まない判断もありえます。</p>
Q35	<p>生産設備を増設したいのですが、緑地面積の確保が困難です。</p>
A35	<p>昭和49年の工場立地法施行前からある工場については、緩和規定があります。【参照 P5 工場立地法上の特例】</p> <p>また、魚沼市では地域未来投資促進法による特例として指定した区域においても緩和しています。</p>

第4 届出書記載例

様式B

特定工場新設（変更）届出 **及び実施制限期間の短縮申請書**（一般用）
 令和〇〇年△△月□□日

魚沼市長 ○ ○ ○ ○ 様

株式会社〇〇〇製作所
 新潟県〇〇市〇〇4-1
 代表取締役 ○ ○ ○ ○

該当条項に下線をひく

(担当者)

企画課 魚沼次郎
 電話 (025) (792) 9999 番

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに、工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。

1	特定工場の設置の場所	〒〇〇〇-〇〇〇〇 新潟県魚沼市△△50-2		
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	双眼鏡、顕微鏡 (2751 顕微鏡・望遠鏡等製造業)		
3	特定工場の敷地面積	小数点以下切捨 変更の場合は変更前後を併記	変更前 44,500 m ²	変更後 52,300 m ²
4	特定工場の建築面積		変更前 8,000 m ²	変更後 9,200 m ²
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり		
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり		
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり		
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	工業集落地特例の該当がない場合は抹消 別紙4のとおり		
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日	造成工事等 施設の設置工事	令和 年 月 日 令和2年10月1日	
※ 整理番号		※		
※ 受理年月日		※		
※ 審査結果	敷地の増減のみの変更は「造成工事等」の欄に記入			
	備考			

注 代理人届出の際の注意

下記のとおり2段書きし、代表者の委任状（下図参照）を添付すること。

株式会社〇〇〇製作所
新潟県〇〇市〇〇3-2-5
代表取締役
社 長

代理人 株式会社〇〇〇製作所 〇〇工場
新潟県〇〇市〇〇4-12-5
〇〇工場長 印

委 任 状

私は、新潟県〇〇市〇〇4-12-5における株式会社〇〇〇製作所〇
〇工場工場長△△△△を代理人と定め下記の事項を委任します。

記

工場立地法に基づく届出に関する一切の権限

令和 年 月 日

新潟県〇〇市〇〇3-2-5
株式会社〇〇〇製作所
代表取締役社長 〇〇〇〇

特定工場における生産施設の面積

図面の名称と整合すること

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
双眼鏡生産棟	セー1	3,240	3,240	
顕微鏡生産棟	セー2	1,080	1,350	△1,080 +1,350
レンズ加工棟	セー3	なし	1,620	+1,620
生産施設の面積の合計		4,320	6,210	△1,080 +2,970

差引き計算はしない。
増減は別々に！

増減の差引計算はしないこと

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

緑地の名称		施設番号	面積 (㎡)		増減面積
			変更前	変更後	
地被・低木混合	管理棟まわり	リー1	1,420	1,420	
高木地	敷地東側	リー2	3,600	4,800	+1,200
樹林地	敷地北側	リー3	4,100	4,700	+600
芝生	顕微鏡生産棟周囲	リー4	860	720	△140
高木地	レンズ加工棟南側	リー5	なし	1,350	+1,350
緑地面積の合計			9,980	12,990	△140 +3,150
緑地以外の環境施設の名称		名称番号	面積 (㎡)		増減面積
			変更前	変更後	
噴水		カー1	180	180	
テニスコート		カー2	1,200	1,600	+400
緑地以外の環境施設面積の合計			1,380	1,780	+400
環境施設の面積の合計			11,360	14,770	△140 +3,550

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号	リー1、リー2、 <u>リー3の一部</u> 、カー1、カー2
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	11,200 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	一方は国道17号に接しているが、全体に住宅が隣接しているため、環境施設は極力敷地周辺部に配置するようにする。

施設の一部が該当する場合は「リー3の一部」のように記載してください。

様式例第 1

整理番号	
------	--

届出に係る生産施設の稼働開始の日

事業概要説明書

1	生産開始の日 (平成 24 年 8 月 14 日) 令和 2 年 12 月 1 日					
2	主要製品別生産能力及び生産数量					
	製 品 名	生 産 能 力			生 産 数 量	
	双眼鏡	50,000 台/月			48,000 台/月	
	顕微鏡	30,000 台/月			24,000 台/月	
<p>変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を () 書きで併記してください</p>						
3	水源別工業用水使用量 計 7,000 (単位: トン/日)					
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水 海水
	3,000			2,000		2,000
4	電 力 の 使 用 量 計 2,200 (単位: KWH/日)					
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量		
	2,200					
5	従 業 員 数 計 170 (単位: 人)					
	職 員	男 50 女 30	工 員	男 70 女 20	計	男 120 女 50

- 備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。
(例 トン/日、m3/月等)
- 2 事業所概要説明書用紙の大きさは、日本工業規格 A4 を用いてください。

従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めます。

様式例第 4

特定工場の新設等のための工事の日程

工 事 の 種 類		工 事 の 種 類										
		2年	2年	2年	2年	3年	3年	3年	3年	3年	3年	
年 月		9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日を記載												
生産施設の設置工事												
顕微鏡生産棟	セー 2		10/1		1/4		1/8 稼働					
レンズ加工棟	セー 3			12/1					5/20		6/1 稼働	
環境施設・緑地の設置工事												
施設 の 名 称	施 設 番 号											
高木地 敷地東側	リー 2	}						3/1	5/20			
樹林地 敷地北側	リー 3											
芝生 第1工場周囲	リー 4											
高木地 第2工場南側	リー 5							4/1	5/20			
テニスコート	カー 2		10/1		12/2							
その他の主要施設の設置工事												
資材倉庫												

緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該環境施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期まで